<JISマーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は,認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので, JIS 認証における 共通のガイドラインといたします。

共 認証取得者の工場等に掲げるJISマーク入りの看板について

2008 年 1 月 10 日 JIS 登録認証機関協議会

設問

JIS認証を取得したので、製造工場にJISマーク入り看板を設置したいが可能か。可能な場合、看板の記載事項に制約はあるのか。また、看板は登録認証機関で手配してくれるのか。

解釈

JISマーク入りの看板を設置することは可能。ただし、認証を取得した鉱工業品等以外のものまで 認証を取得しているような誤解を生じせしめるものは許容できない。事前に登録認証機関に相談 のこと。

JIS登録認証機関協議会では、基本的な様式を設定済み。看板の表示事項としては、JISマークと登録認証機関の名称又は略称以外に、認証書に記載される"認証番号"、"製品名称"、"規格番号"及び"認証区分"などを表示しなければならない。認証区分が規格と同一の場合は規格番号だけでもよく、認証書に認証区分・認証範囲として種類・等級が記載されている場合は種類・等級までを表示事項とする。認証取得者の名称を入れることも可能。

製品名称等表現方法については最終的に登録認証機関が判断する。

看板は、(財)日本規格協会等で取り扱っているので、認証取得者は、記載内容等に関する登録 認証機関との調整が済み次第、自ら又は登録認証機関を経由して(財)日本規格協会等へ発注 することが可能。

以上